

## 長岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

令和2年2月5日

長岡市監査委員	阿部隆夫
同	篠田弘成
同	野本直樹
同	酒井正春

### 1 監査の対象

市民協働推進部	市民協働課（まちなかキャンパス長岡を含む。） 中央公民館
環境部	環境施設課（鳥越クリーンセンターを含む。）
観光・交流部	観光企画課

### 2 監査の範囲

令和元年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況  
（委託料及び補助金については、平成30年度の執行分を含む。）

### 3 監査の期間

令和元年12月9日から12月17日まで

### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

## 5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
市民協働課	適正に処理されてきました。
中央公民館	適正に処理されてきました。
環境施設課	次の事項のほかは、適正に処理されてきました。 (是正事項) ・徴収事務委託に係る告示の未実施について 廃棄物処理手数料の徴収事務を業者に委託する場合には告示が必要であるが、実施されていないもの
観光企画課	適正に処理されてきました。